

# 鳥取県外国人活躍促進企業支援補助金の 事務手続きについて

## 1. 交付申請提出 (事業実施前に提出)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。  
※交付決定には日数を要しますので、事業実施前に余裕をもって申請してください。

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

※ 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了 (事業実施年度の3月末日まで)

## 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内又は事業実施翌年度の4月15日まで)

○実績報告書は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

※提出書類

- ・実績報告書
- ・収支決算書、支出証拠書類(全ての支出に領収書等が必要です。)
- ・振込依頼書(債権者登録口座への支払を希望する場合は提出不要です。)

### 書類提出・問い合わせ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課 障がい者・外国人就労支援室  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220(本庁舎7階)

TEL: 0857-26-7699 FAX: 0857-26-8169

E-mail: koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp